

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 21 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成21年1月19日（月曜日）	開会 13時29分	閉会 14時53分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	山口、荒木、渡辺、堀、酒井、堀田	事務局	中嶋事務局長
	委員外～窪之内、清水、水口		田湯次長
欠席委員			寺嶋主査
説明員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 滝川市子ども未来づくり条例について		
	(2) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について		
	○ 所管事務等に対する通告質問について（渡辺議員）		
	※渡辺委員からの申し出により取り下げた。		
	2 その他について		
	なし		
	3 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することとした。		
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い ない。 厚生常任委員長 山 口 清 悦 ㊞		

平成21年1月16日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成21年1月8日付け滝議第159号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

保健福祉部長	狩 野 道 彦
保健福祉部参事	佐々木 邦 義
保健福祉部福祉課長	橘 弘 恭
保健福祉部福祉課副主幹	国 嶋 隆 雄
保健福祉部子育て応援課長	佐々木 哲
保健福祉部子育て応援課副主幹	小野寺 宣 子
保健福祉部子育て応援課主査	杉 山 敏 彦
総務部総務課長	伊 藤 克 之

(総務部総務課総務グループ)

第21回 厚生常任委員会

H21. 1. 19(月)13:30～
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《保健福祉部》

- （1）滝川市子ども未来づくり条例について（資料）子育て応援課
- （2）生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について（口頭）保健福祉部
- 所管事務等に対する通告質問について（渡辺議員）～別紙

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○閉 会

第 21 回 厚生常任委員会

H21. 1. 19(月) 13 時 30 分

第一委員会室

開 会 13:29

委員動静報告

委 員 長

全員出席。議長出席。委員外～窪之内、清水、水口。朝日新聞、北海道新聞、プレス空知の傍聴を許可する。

1 所管からの報告事項について

委 員 長

(1)に入る前に部長より説明がある。

狩野部長

本日の厚生常任委員会において予定していた社会福祉事業団への事業移管について、譲渡後における社会福祉事業団の収支に関する資料提出を委員会から求められていたところだが、本日提示できなかったことについて深くおわび申し上げる。現在事業団から提出されている収支計画について事業団とも先週を含めていろいろやりとりをして何とか提示をしたかったが、本日の委員会において十分理解、納得をいただくには情報量として幾分不足をするという判断から、今詰めているところなのでもう少し時間をいただき、できるだけ早急に提示させていただきたい。

委 員 長

なるべく早急をお願いしたい。(1)について説明願う。

(1)滝川市子ども未来づくり条例について

佐々木課長

子ども未来づくり条例については、子ども未来会議等の会議の開催状況を資料 1 に掲載しているが、一昨年 10 月の子ども未来会議発足以来、この会議や関係団体、市のホームページ、昨年はまちづくり懇談会でテーマを設けて検討、意見をいただいていたところである。ことしは新たに市内 7 つの小学校で子供たち 15 人による部会をつくって意見を聞いてきた。条例づくりの目的としては第 1 条にもあるが、子供が育ち、育てる環境を市民みんなによりよくしていくために基本となる理念を定めるということで、地域みんなで子育て、子育てを総合的かつ計画的に進めるためにそれぞれの役割を明確化するということが、単なる理念ではなく、より実効性のあるものにするためにしっかり具体計画、次期の次世代育成支援行動計画をつくっていききたいというものである。担当から素案について説明させるが、時間の関係上長く説明できないので、基本的事項について質問いただき、資料に目を通していただいてから直近の委員会で意見を伺いたい。今後のスケジュールについては、2 月初旬までホームページ等で意見をいただき、2 月下旬に案として 3 月議会に提案予定である。

杉山主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。今回提出いただいたのは素案ということで、細かい部分については今後皆さんから意見をいただきたいが、詳しい中身については、きょうは持ち帰りいただいて次の委員会で聞いていただきたい。きょうの説明の部分で質疑はあるか。

酒 井

① 条例に至るまでにアンケートや意見聴取を求めたとのことで、今回出された資料の中でも意見紹介という形でさまざまなところから出されたものが主な意見としてまとめられている。こうした中でホームページからの意見紹介はどのくらいあったのか。前に出された資料についていたものについてもどのくらいあったのか伺う。

② 素案ができた段階で新たにさらに伺うとのことだったが、その考えは今も

	同様ととらえてよいか。
佐々木課長	① ホームページ上からは1件である。PR版では各種会議、会場などで数は把握していないが、20件以上はある。
酒 井	② 今後もホームページ上で意見を紹介していきたい。 この条例について、市民の方がどうして必要なのか根本的なことからわかっていないということがある。市が積極的に各種会場でPRしてきた点については評価できるが、市全体に子供の権利を含めたものの重要性をしっかりとPRするものでないと形だけのものになってしまうことが心配である。ホームページでは1件しかなかったということなので、これからやっても同じように1件しかないということでは困るので、その点についてしっかりとやっていただきたい。主な意見の中には読んでなるほどと思うものもあるが、こうした意見をどういった形で反映できるのかもこれからの課題になってくると思う。その辺についてどのように考えているのか伺う。
佐々木課長	理念条例ということでホームページでは骨子を紹介したもののなので直接話をすればいろんな話が出てきたと思うが、なかなか難しい面がある。今後は条例文については時期に応じて課題があれば直せるので、もっと子供たちにわかりやすく浸透するような形を考えたい。意見は条文に理念として反映しているが、具体的な事業等も含めて今度つくる次世代育成支援行動計画の中に盛り込むよう検討していきたい。
委 員 長	他に質疑はあるか。(なし)(1)については報告済みとする。(2)について説明願う。
	(2)生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について
佐々木参事	12月17日の厚生常任委員会以降の生活保護費詐欺事件に係る裁判の動向について報告させていただく。既に新聞、テレビ等で報道されている部分もあるが、2件報告する。まず、詐欺・法人税法違反に問われている板倉信博、小向敏彦、高寿福祉興産に対する判決が平成21年1月9日に札幌地裁で下されている。判決の中身としては、板倉信博が懲役4年6カ月、罰金500万円。小向敏彦が懲役2年、高寿福祉興産が罰金400万円である。次に住民訴訟にかかわる損害賠償履行請求の第2回口頭弁論が平成20年12月24日に札幌地裁で開かれ、証拠の説明等がされている。今回は平成21年2月18日に開かれる予定である。
委 員 長	説明が終わった。質疑はあるか。
清水委員外議員	私は前回の裁判を傍聴しているが、原告側から被告側に対して提出しなければならない資料の内容について触れられていない。どんな内容の提出を求められていて、いつまでにどのような内容の答弁書を提出する予定か伺う。
委 員 長	どちらの裁判についてか。(市が被告になっている裁判)
佐々木参事	あす顧問弁護士と打ち合わせる予定になっているので、その中で詳細について、提出期日についても弁護士の意見を聞きたい。
清水委員外議員	非常に重要な内容である。会計検査院が違反・不当、厚労省が返還命令という状況の中で、住民監査請求に対する監査報告が違法・不当でないということに対して国の判断が下りた段階で、違法・不当ということについて被告である市は違法・不当ではないという立場をとっていたので、それについては変化があるのかないのか、違法・不当支出を認めるということなのかという中身だったと思う。もう一つは、この段階で損害賠償することを認めるかどうかということだった。1点目については明らかに認めざるを得ないような中身と思うが、

- 所管としての考えと目標期日を示していただきたい。
- 佐々木参事 先ほども話したが、あす弁護士と詳細に打ち合わせる部分もあるので、その辺を詰めたいと考えている。
- 清水委員外議員 市民に伝えるという意味を持って聞いている。4月、3月、2月末ぐらいといった所管としての一定の目標はいつか。弁護士と相談するというだけなら所管として本当に方針を持ってやっているか疑問である。裁判所に答弁書を提出する目標時期を再度伺う。最初に聞いたのは、違法・不当支出ということ为国が認めたのだから、当然今回も認める方向で答弁書を裁判所に出すという基本的な考えがないのかということである。
- 狩野部長 会計検査院から移送に必要な最小限度の額に違反した取り扱いという指摘があるので、それについては、国庫負担の行政事情に基づいて道の指導もいただきながら粛々と進めていくということである。認める認めないというのは、今係争の段階で所管としてどうこうとはならないので理解願う。
- 佐々木参事 期限については弁護士と協議しながら早急に対応していきたい。
- 委員長 他に質疑はあるか。(なし)(2)については報告済みとする。次に、前回議会開催中ということで時間の都合から酒井委員の質疑を繰り延べしていたので、本日はその部分を続けたい。
- 酒 井 ① 退職したOBからいつどういった形で取ろうと考えているのか伺う。これについては、退職金の上積み分も含めて念書があるなどと言われているが、この部分について伺う。
- ② その他の基金に関する寄附の状況がどうなっているのか伺う。先日の新聞報道で一般の寄附同様に対処すると載っていたが、どういった形でやっているのか伺う。
- ③ 福祉事務所から市長に報告があったのは10月12日で、市長室で福祉事務所長、参事が市長に行ったと言われているが、このときにどのようなやりとりがあり、どのような指示があったのか伺う。これまでは12月末で犯罪性があったかもしれないといったことが言われているが、具体的なものを示していただきたい。
- ④ 市長は違法性ということについて、国の判断を待つと答弁してきたが、広報では全くそうしたことが示されていない。違法、返還命令といったことが全く示されていないことで、市民に対する説明としては不十分と思う。12月議会でもこうしたやりとりが行われたが、全くそうしたことについて当たらないというような考えなのか伺う。
- ⑤ 市民会議の中でこれまでの経緯、返還方法について報告が行われたが、主催が滝川市ではないことやそれ以外の案件もあり、実際に市民が詰めてやっていくには極めて不十分と思っている。返還方法についても示されていない中で、以前文化センターの大ホールを使って行ったように改めてしっかりと市民に対して説明するべきと思うが、考えを伺う。
- ⑥ 市長は、これまでも疑わしきは罰せずということがある意味ではあるという形でやられていたと言われている。それについて市長は「結果としてすべてが甘いという認識は甘んじて受けなければならない」とは言ったものの、「察することにはならなかった」と答弁している。本来であれば疑わしきは、まずは調査してやっていくのが普通で、すべておまかせしてという形でやっていくのは正しい方向ではなかったと思うが、改めて所管の考えを伺う。

伊藤課長

① 昨年12月に職員への考え方の説明会を開催している。それを受けていろいろな意見、質問、疑問等が出されているところだが、まだ具体的に職員に対してどのような形で協力を依頼するのかという状況に至っていない。OB職員についても当然そこから考え方のベースとなってくることから、現状ではその形については見えていない。

② 一般的に寄附金については、寄附される方の目的により所管で受けさせていただいている。この返還金に係る寄附の申し出については、報道されている部分もあるが、現在8件ほどで額的には194万円となっている状況である。これについては、それぞれその都度お話しいただいているが、総務課あるいは秘書室で対応させていただいており、今後においてもそういうお話があれば同様の対応をさせていただきたいと考えている。

狩野部長

③ 先月の4定での清水議員の通告質問にもあったところだが、この時点で警察から架空移送の可能性ということで話があり、それに対し市長から警察の捜査に協力するよう指示を受けたところである。警察の捜査により平成19年11月16日に被害届を提出したところであり、そのときに犯罪性を認識したという4定での答弁内容と変わりはない。

④ 広報には何の修飾もなく会計検査院の報告の中身をそのとおりに掲載している。広報をごらんいただければわかると思うが、その中には適切な判断を行わなかったとか検診命令などの措置を適切に行っていなかったなどの表現をそのとおりに載せさせていただいている。特にこの件に対して私どものほうで他意を持っているものではない。

⑤ 私どもの現在の考え方は、市議会の過日の定例会、まちづくり市民会議、広報1月号で明らかにさせていただいていると判断している。ただ、返還方法については、決まった段階で市民の皆さんにお知らせしたいと考えている。

⑥ あくまでも警察に相談して捜査が進んでいる段階の中で、根拠として保護費を打ち切るという判断には至らなかったものである。明確にとめる根拠はなかったと考えているが、調査という部分については何ら手を打たなかったというわけではない。警察への捜査協力はもとより、弁護士への相談や訪問、調査の頻度を高めたり、私どもの調査の中では努力してきたことで理解をよろしくお願いしたい。

酒 井

① 職員のほうがまずベースになると聞いて驚きを超えてあきれている。これまでの委員会などでの答弁の中では、市長や副市長、関係職員のものを含めて行い、退職OBからは念書まで取って退職金を含めて返還についてやっていると、これが一番のベースと思っていた。今の答弁だと職員の返還が決まっていない、職員の返還がベースとはあべこべである。一体どうなっているのか。この考えではいつまでとか、職員が決まらなければ全く決まらないということなので、こんなことを市民に言ったら笑われる。考えを改めてもらわないと困るが、退職OBからの取り方、大体の金額を含めて今の時点で考えているのか。私たちは退職OBの金額を大体は推測できるが、全くそういったことについてもこの場で話せないのか。

② 広報について、会計検査院から出されているものは何も修飾していない、他意はないというのはうそと言わざるを得ない。会計検査院と厚生労働省から出た文書には返還命令と書いてあったではないか。それを全く抜いて広報では自主的な返還と書かれている。市の隠ぺい体質を示しているものであり、正直に

書くならあのままの文章を載せればいい。普通に見ればそれが返還命令となる。市長は12月議会で最後まで返還命令と認めず自主的な返還とのことだったが、所管もそのような立場なのか伺う。

③ 訪問頻度を高めてとのことだったが、会えたのは何回だったかは既に裁判で明らかになっている。朝何時に行って会えなかったというのが続いたとのことだが、それが訪問頻度を高めたことになるのか。

④ 10月12日の市長室で行った福祉事務所長、参事の報告の中で、架空請求について、いつだれがどういった内容を警察から聞いて市長に報告したのか伺う。また、10月12日の時点で犯罪性を感じたことでよいか伺う。

佐々木参事

④ 市長に報告した中身については、清水議員の通告質問の中でもお答えしている中身であるが、警察から福祉課職員1名に調書の作成を求められた経過があり、後日その調書の中身について作成した職員から聞いたところ、警察は捜査の一環としてその部分にも着目して調書の作成を求めたとのことである。したがって、架空請求とかそういうことではなくて、どういった形で支払われていくのかといった実際の事務の流れ、仮に架空請求があったことが明らかであればどういう対応をするのかという中身が調書作成の中で書かれていたと報告を受けている。市長には、当時の福祉事務所長とともに調書を求められた経緯について報告してきたという中身である。

狩野部長

② 広報に掲載しているとおり、会計検査院、厚生労働省の判断を市民の皆さんにわかりやすく掲載させていただいている。昨年の4定でもお話しさせていただいたが、最終的に額の再確定という手続きを経た後には、当然厚生労働省からの返還命令となるが、今行政指導いただいた中身は、負担金額の再確定による返還についての事務手続であり、私どもとしては現在、国の指導に基づいて適切に処理を進めているところである。

③ 少し言葉が足りなかったと思っているが、第三者委員会のほうでもこの辺についての指摘をいただいたところであり、訪問に対する工夫という部分では指摘のとおり不十分だったと思っている。

伊藤課長

① OB職員に対する返還の関係については、先ほど職員の負担のあり方が決まってから具体的にまとめたといと話したが、再質問の中では念書という表現だったが、それも取っている中で、額的にも今の段階で一定の組み立てがなされるのが当然という趣旨の質問と思う。例えばまだ職員に協力の姿を具体的にはつくっていないが、仮に役職によって差が出るのか出ないのかわからないが、いろんな状況が想定される。退職された方が当時どういう役職で退職されたのかということもあり、一律的な考え方でいかない部分もあり、職員の皆さんにどういう形で負担いただくのかということが、少なくともそれを考えるにはベースになってくるということでお話しさせていただいたので理解いただきたい。一般質問で清水議員が質問している内容とかぶっている部分があるので、連携を取っていると思うので何回も同じ質問をするのは避けていただきたい。

委員長

酒井
委員長

こちらは違う質問をしているが同じ答弁である。質問の入り方としては違う。聞いている部分に余り変わりがない。答えを求めているところが、所管としてはそこを答えているので同じ答になっている。そこを何回言っても委員会としては進行上、特に一般質問と同じことを同じ会派でやっているの、わかっていることと思うので、なるべくそういう部分は割愛してほかの質問をしていただきたい。今回については、前回の積み残した分ということで認める。

酒 井

① 10月12日の部分では同じ答弁のままである。調書を取られるということが滝川市の歴史で何回あったか。一般的に警察から調書を取られることは、事故などを除いてほとんどないと思う。こうした問題で架空とかでなく、通常の事務の流れを確認するために、仮にそうしたものがあったとしたらということで調書を取られたということで、犯罪性を認識しないのはおかしい。調書を取られて犯罪性のかげすら感じないのか。

② 広報の部分で市民にわかりやすくというのは結構だが、何の修飾もなくというのは全く反する部分がある。違反や不当支出という言葉が会計検査院、厚生労働省のペーパーにも書かれているのに広報には書いていない。他意がないと言っても他意はあると思うがいかがか。

③ OBの返還については、先ほどの答弁の繰り返しだった。役職によって差が出るのかどうかとのことだったが、以前の委員会の答弁では役職とかは関係なかったと思う。退職されるOBについては、当然負担されることでしっかり念書も取っていると言っていたではないか。今になって金額が当初予定されていたものよりもはるかに低くなることも考えられるのか。一体これまでの答弁は何だったのか。何も関係ない職員が負担した形でやっていくのかベースになるというのは納得いかないので改めて伺う。

佐々木参事

① 調書については、6月に警察に移送費について相談させていただいた経過があり、その相談に基づいて警察が捜査を進めていく上で必要なために作成したいとの話があったと聞いている。調書の中身について提出した職員から確認したところ、市の支出にかかわる事務の流れ、仮に不正があったならば市は支払うのか支払わないのかというもので、当然担当はそういったものがあれば支払いは行わないといった内容の調書の作成に署名をしたと聞いている。当時、警察が捜査の方策の1つとして、いろいろな書類を求めながら進めているという理解のもとに、当時そこに明らかにそういうものがあるとの認識を持てる状況ではなかった。

狩野部長

② これまでも国の行政指導も含めてまちづくり懇談会、12月18日のまちづくり市民会議で市長からも市民の皆さんにお話ししてきたところである。すべての方がまちづくり市民会議に来られているわけではないので、私どもが所管ではないがまちづくり市民会議でも市民の皆さんに経過を含めて今後の対応について、市民会議で市長から話があったことについても班回覧という形で予定していると聞いている。このことについても、そこではっきり市長が申し上げたことについて、移送に必要な最小限度の額に違反した取り扱いということについてはこれまでも話してきていることだが、班回覧の中でもお示しすることで進んでいると聞いているので理解願う。

伊藤課長

③ 話にあったように念書というか承諾書をいただいているので、当然そのOB職員に負担をお願いする考えは変わっていない。私が言っているのは具体的な金額のことで、現段階ではその内容を決めかねる状況にあるということである。

酒 井

① 何度質問しても答弁が変わらないことで誠意がないと思う。10月12日から犯罪性を感じたかどうかについて答えていないので再度伺う。また架空請求の疑いがあるかないかということで相談したということで確認してよいか伺う。

② OBの返還については、今までの答弁では職員のほうが固まってからということで、まず関係者から行うというこれまでの答弁と全く反する。関係者の

部分でどういう形でやっていくか、それ以外の部分については今後検討するという話であり、検討するというのが職員に対する協力のお願ひということである。そこから見ると順序が全く違う。念書を取った方は何人で、その中には以前の福祉事務所長、退職された方もいると思うが、そうした方も含まれているのか伺う。

佐々木参事

① 移送費が余りにも高額なため、何かこの移送費をとめる方法がないかということから、何でもいから口実になるものを求めながら警察に相談したので、その時点で架空請求があったのかなかったのかという認識のもとでの相談だったとは聞いていない。10月12日以降についての犯罪性の認識については、先ほども申し上げたが、警察からの調書はあくまでも相談に基づいて警察が捜査を進めていく上で必要とする調書であり、仮にそこに架空移送、不正があれば支払うのか支払わないのか、当然そういう不正があれば支払わないというくくりになっており、そういった極めて一般的な調書だったと聞いているので、その時点で犯罪性があるのかないのかという認識を持つまでには至っていない。

伊藤課長

② 承諾書をいただいている職員は1人である。当時の福祉事務所長は含んでいない。

酒 井

① 今は一般の方なので名前を挙げるのは避けるが、18年度の所長からは取っていないと確認してよいか。

② 犯罪性を感じたというのは、これまでの議会の中でも出されていることと変わらないと思うがそうした認識でよいか伺う。

③ 警察に対して監査報告書を示したことはあるか。

橘 課 長

③ 所管としては出していない。

狩野部長

② 10月の質問に関して、私どもは答弁としてはこれしかお答えできない。このとおりである。

伊藤課長

① 18年度の所長はまだ現役なので、そのような手続は取っていない。

酒 井

① 失礼した。17年度の所長である。訂正させていただく。

② 監査委員報告書が出されていれば相当状況が変わっていたと今になって思わないか伺う。

伊藤課長

① 先ほど当時の福祉事務所長については含まれていないという答弁をさせていただいた。重複になるがそういうことで理解願う。

橘 課 長

② 6月くらいから既に警察と相談するなどやりとりを進めていた。

酒 井

① 質問の趣旨が余り伝わっていない。監査委員から副市長に130ページものの資料が提示されたのが5月22日で、市長にはその後口頭で報告し、それに対して福祉事務所長に調査を命じたが警察に相談というふうに至るわけなので、監査委員から出された報告書を警察に示してやっていくのが当然である。そうすればその時点で着眼点が変わったかもしれないということで、これについてどう考えるか伺う。

② OB2人と返還金に関しての話し合いはしているのか。もししているならいつごろしたのか伺う。

橘 課 長

① 資料については、ペーパーとしては警察に出していないが、内容については福祉事務所から警察に事情聴取があったときにいろいろ話している。

伊藤課長

② OB職員との具体的な話はまだしていない。

酒 井

① OBと話合っていないのは問題と思わないか。この件に関して最後に話し合ったのはいつか。念書も取りながら一度も話していないのか。17年度の福

祉事務所長については、念書も取っていないということなので返還については話をするかどうかも含めてまだ不明と思うが、まだ決まっていないのか。

② 監査委員の報告書については調書の中で話しているとのことだが、先ほどの説明では架空請求などではなく、通常の支払いの流れの確認についての極めて一般的な調書だと言っていた。仮に架空請求などがあったとしたらその時点でとめられるかどうかということが言われている。監査委員からの報告書は、仮にあったとしたらではなく、その疑いがあるという疑いを持った報告書である。これについて口頭で警察にどのように話したのか。

狩野部長

② 警察に相談する段階から福祉事務所として知り得ている情報のやりとりはしていたと私は判断しているので、いつどういうペーパーをやったのかということではなく、警察との情報の共有、やりとりという部分はこれまでもしてきていると認識しているので理解願う。

伊藤課長

① 先ほど答弁させていただいたが、具体的には話していない。具体的にお願いする中身を決定してからお願いに行くという考えである。

酒 井

警察に対する相談の中で架空請求という文言が入ったペーパーを渡した、口頭で話した、調書で取られたようなことはあったか伺う。

佐々木参事

架空請求についての中身は、10月に職員1人が警察に調書作成の協力をしているが、その中ではそういったことがあればどうなのかという調書の中身だったと聞いている。もし架空請求等があれば当然市としては支払わないというくくりで調書を作成したということは先ほどお答えしたとおりで変更ない。その後、福祉事務所の関係職員は、警察に対して調書作成の協力をしているが、それは片倉が逮捕された後である。

酒 井

きょう質疑した中でOBとは相談すらしていないことで、とんでもないことである。監査報告書については、相談する段階からさまざまな話はしていたとのことだが、肝心の架空請求にかかわる部分については具体的な相談をしていない。これではその時点でとめられたものをとめなかったという言い方のほうが正しいと思う。警察にお任せするばかりで、本来であればそうした部分をどんどん出してやればとめられたかもしれない。この時点ではそうしたものではなく極めて一般的なという言い方で、全く納得できるものではない。これからこの問題については、裁判が進むたびに質疑させていただく。

○ 所管事務等に対する通告質問（渡辺議員）について

委 員 長

次に渡辺委員の通告質問に入るが、その前に議会事務局から経過について説明する。

中嶋事務局長

前回の厚生常任委員会において、渡辺委員から前秘書課長に対する出席要求があったところである。その後、通告質問としてお手元に配付してある通告書の提出があった。委員長と議長が協議をして委員会条例第19条に基づいて議長名において所管に対して説明員の出席を求めている。その要求にこたえるかどうかは理事者側、執行機関の判断になるので理解願う。

狩野部長

渡辺委員の質問について事務局長からの話にもあったが、前秘書課長に答弁を求めるという趣旨で、先の本会議でもお話ししたとおり現組織、職制上で対応すべきものと考えているので、私のほうから答弁させていただくのでよろしく願います。

委 員 長

それでは渡辺委員の通告諮問をお願いします。

渡 辺

そういう制度になっていることは理解するが、こういう重大な案件のときに本

人が出席されない。これで3度目で本会議が大変ならこういう委員会へということだったが、2日前に通告しているので、出られない理由だけははっきりお聞きしたい。説明員は理事者側、執行機関でというのは十分わかるが、そうではなくて部長が説明しなければならない理由、本人が出られない理由を具体的に言っていただきたい。

委員長

それに対する所管の答は冒頭に言った以上のものはないので、本人の都合云々ではなく、理事者側としては渡辺委員の質問に対して答弁するのは現職制上の者がするという判断をし、代わりに部長がするという事なので、それ以上の部分はないので、質問を始めていただきたい。

渡 辺

本人が出ない以上は質問を留保したい。今後も変わらないのでこういう繰り返しになると思う。なぜそういうことになるのかについて言わせていただきたい。

① 今回正式な通告をし、事務局や議長からそういう要請があるにもかかわらず現職の体制の中でということに対して強く抗議したい。

② 4月22日、市長は市民の前で市役所は変わると、意識改革をすると宣言したが、相変わらず臭い物にはふたをするという隠ぺい体質は変わっていないと思っているので、この件について内部で市長の言っていることとやっていることは違うということをお願いする。

③ どうして本件が大事かということがわかっていない。もう既に全道にテレビ放送されてなぜ1年半にわたってこの大金が21人の手の中で隠ぺいされてきたのかはなぞ、やみの部分ということでマスコミに堂々と報道されている。一般市民や道民にこれだけのことを放送されている中で、市民に対して、その代表である我々に、せめて委員にも謎の部分の説明できない市役所の体制は極めて問題と思っているので、その点も市役所内で検討していただきたい。

④ 現在に至って返還が問題になっており、いよいよ市民、いろんな団体が寄附金をどうこう言っているが、秘書室の不自然なこの面をそのままにして、委員会で解明されずに市民に協力をというのはおかしい。

⑤ 12月の本会議でこの厚生常任委員会ではいろんなことがきちんと解明されるということで、100条委員会を提案したときに反対した会派の方々は、解明できると言ったのだから議会のほうの問題になってくると思う。これでは市民に代わってなぞ、やみの部分を解明しようとしても逃げられる。代理で部長が説明しても再質問したらどうなるのか。こういう体制は容認できない。私はこれまで白色から灰色くらいでしか扱わなかったが、度重なる拒否に当たり、黒と報道されている内容だが、委員会にも本人が出てこないことで市民に伝えるのでそのつもりでいてほしい。

この次は本人が出ていただけるようよろしくお願いいたします。

委員長

通告質問は取り下げるのか。答弁を用意しているがいいのか。

渡 辺

本人が出てこない限り通告してもその内容には入らない。

委員長

通告質問は取り下げるということでほかの委員の皆さんはよいか。(よし)

2 その他について

委員長

何かあるか。(なし)

3 次回委員会の日程について

委員長

次回委員会は、正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし) 以上をもって第21回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 14:53